

輸入実績証明用輸入承認証写の記載について

輸入注意事項32第14号 (32.9.6)

改正①輸入注意事項39第6号 (39.3.31) ②輸入注意事項55第97号 (55.12.20)

③輸入注意事項10第22号 (10.3.4)

輸入割当申請の際に輸入実績証明書類として銀行が原本と照合確認した輸入承認証写の提出を要求される場合もありますが、この場合には銀行は承認証写の記載が原本と相異ないうことを確認することはもちろんですが特に下記の点に注意して下さい。①③

記

- 1 承認証写には

照合確認済

 の印を右上欄外に押印し、銀行名及び確認月日並びに当該割当に係る輸入発表番号を付記するとともに、当該銀行において輸入の承認権限を付与されている者がその資格を記し記名押印すること。
- 2 承認証裏面の「3通関」欄の記載の照合確認に特に慎重に行い通関の記載各行毎に銀行の確認印を押印することとし、記載の訂正はしないこと。なお、輸入業者は照合確認用輸入承認証写を作成するに当たっては脱落その他の誤りがないうち注意すること。
- 3 承認証写の照合確認を行った銀行は、当該承認証原本にその旨付記し、当該承認証写が二重に作成されることのないよう留意すること。
- 4 上記1から3の規定は、平成10年3月31日までに使用済みになった輸入承認証に限り適用する。